［略］	［略］	［略］
第百十四条の十二の二第一項第四号	［略］	［略］
第百十四条の十二の二第二項第一号	一月	三月
［略］	［略］	［略］
第百十四条の十七第一項第五号	［略］	［略］
第百十四条の十七第二項第二号	一月	三月
［略］	［略］	［略］
第百十四条の二十四第二項各号列記以外の部分	［略］	［略］
第百十四条の二十四第二項第一号	一月	三月
［略］	［略］	［略］
第百十四条の二十八第二項第一号	［略］	［略］
第百十四条の二十八第三項第一号	一月	三月
［略］	［略］	［略］
第百十四条の三十二第一項第一号	［略］	［略］
第百十四条の三十二第二項第一号	一月	三月
［略］	［略］	［略］

2　［略］

［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の十二の二第一項第四号	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の十七第一項第五号	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の二十四第二項	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の二十八第二項第一号	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の三十二第一項第一号	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、平成三十一年八月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

2　この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十七条の八若しくは第百十八条の八、平成九年省令第十四条の二又は平成二十七年経過措置省令第十条に規定するなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の二十四、第十二条に規定するなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の三十二若しくは第十八条第一項に規定するなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の十二の二、第百十四条の二十四若しくは第百十四条の三十二の届出を行おうとする者（その誕生日が八月一日から九月三十日までの間にある者に限る。）は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定の例により当該届出を行うことができる。